



東京宝島
TOKYO
TREASURE ISLANDS

～ 島しょ地域のブランド化支援 ～

令和5年度

東京宝島アクセラレーションプログラム

募集要項

募集期間 令和5年（2023年）4月17日（月）

～令和5年（2023）年5月26日（金）

東京都総務局行政部振興企画課

はじめに

東京の島々は、首都東京にありながら、海、山、星空といった雄大な地域資源や気候風土に由来する個性的な特産品など、魅力ある「宝物」に溢れています。

東京都では、こうした宝物に更なる磨きをかけ、広く発信していくため、ブランディングやマーケティングなどの専門家からなる「東京宝島推進委員会」を立ち上げ、島しょ地域のブランド化に向けた議論を進めてきました。

平成 29 年 12 月に東京宝島推進委員会により取りまとめられた「島しょ地域のブランド化に向けた提言」では、東京の島しょ地域を「東京宝島」としてブランド化しその魅力を積極的に発信していくこと、意欲ある事業者を集中的に支援することなど、様々な助言をいただきました。

東京都はこの提言を踏まえ、平成 30 年度から具体的な取組を開始し、東京の島しょ地域全 11 島を包括する東京宝島ブランドコンセプトを発表するとともに、島ごとに島内事業者等が集まり島のブランド化に向けた議論を行う「島会議」を実施しました。「島会議」では、各島の魅力・個性を表現するブランドコンセプトと魅力を一層高める取組アイデアが生まれ、各島ではアイデアの実現に向けた取組が継続的に進められています。

このほか、特産品のブランド化支援、イベントやメディア PR 等を実施し、東京の島しょ地域のブランド化による地域の活性化に取り組んでいます。

◇ 東京宝島アクセラレーションプログラムによる島しょ地域のブランド化支援

令和 5 年度は、令和 4 年度に引き続き、各島で構築した地域ブランドコンセプトに基づき、島の魅力を島内外に発信するとともに島の付加価値を高め地域の持続的な発展を目指す取組アイデアを公募・選定し、ブランド化を加速化する様々な支援を行ってまいります。

東京宝島アクセラレーションプログラムに選定された場合、東京都が委託する東京宝島事業運営事務局（以下「運営事務局」という。）を通じ、以下の例示をはじめとする支援を受けることができます。

《支援内容の例》

アドバイザーによる助言、市場調査、販売・マーケティング戦略、ビジネスマッチング、戦略的 PR、島内への普及・周知、取組の試行、新たなアクションの検討等

1 本プログラムの目的

東京宝島アクセラレーションプログラムでは、各島の地域ブランドコンセプトに基づき実施する、島の魅力や地域資源を島内外に発信し島の持続的発展につながる取組アイデアに対し、専門的見地からの助言をはじめ取組の実現を加速する効果的な支援等を行うことにより、島しょ地域のブランド化を一層推進します。

2 募集概要

(1) 募集期間

令和5年(2023年)4月17日(月)～令和5年(2023年)5月26日(金)

(2) 選定する取組アイデア数

12件程度

(3) 募集の対象となる取組アイデア

本プログラムでは、各島の地域ブランドコンセプトに基づき、各島の事業者等が主体となって実施する以下の取組アイデアを募集します。

- ・島しょ地域の隠れた魅力を再発見するとともに、島内外に発信する取組
- ・島しょ地域の付加価値を高め、関係人口の増加や地域経済の活性化等につながる地域の持続的な発展に向けた取組

なお、取組アイデアの実施は、原則各島内で行うものとしますが、複数の島間で連携をする取組についても募集の対象となります。

(4) 応募資格

応募者は、以下のすべてを満たすことが必要です。

- ・各島の「三者以上の事業者等」で構成される任意団体やグループ等（以下、「取組事業者」という。）であること。「三者以上の事業者等」とは、法人又は個人を指し、同一事業所の事業者、生計を一にする親族で構成される場合を除く。
（複数の島間で連携して取り組む場合についても認めるものとする。ただし、連携する島については、該当する島の事業者が必ず構成員として含まれるものとする。）
- ・応募したその取組アイデアを最後まで完遂する意思があること。
- ・取組実施計画に関する説明・報告、東京宝島会議、東京宝島関連イベント、メディアPR等の関連事業に出席又は協力できること（代表者のみの参加でも可能とする）。
- ・取組事業者自身の営利のみを目的とした取組を行わないこと。
- ・法令等及び公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがなく、反社会的勢力

又はそれに関わるものとの関与がない取組事業者であること。

(5) 応募から決定までのスケジュール

令和5年(2023年)4月17日(月)

～令和5年(2023年)5月26日(金) 応募書類提出

6月上旬 一次審査(書類審査)、二次審査(面接審査)

6月下旬 取組アイデア選定

(6) 応募書類の提出

本プログラムへの応募には、所定の様式による応募書類の提出が必要です。一つの取組事業者が応募できる取組アイデアは一つまでです。

① 応募書類の入手

東京宝島ホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.t-treasureislands.metro.tokyo.lg.jp/>

② 応募書類の作成

以下の書類を作成、準備してください。

- ・応募申請書
- ・取組アイデア概要説明書

③ 応募書類の提出

応募書類に必要な事項を記載し、以下のメールアドレスまでご提出ください。

S0000020@section.metro.tokyo.jp (東京都総務局行政部振興企画課)

④ 募集締切

令和5年(2023年)5月26日(金)17時まで

(7) 審査・選定

応募書類に基づき、一次審査(書類審査)を行います。一次審査を通過した応募者に対して、二次審査(面接審査)を行い、決定します。

① 審査方法

(ア) 一次審査(書類審査)

応募書類に基づき、応募資格に合致しているか審査し、二次審査の対象者を選定します。

(イ) 二次審査(面接審査)

二次審査では主に審査基準に合致しているか審査し、支援の対象者を選定します。

一次審査を通過された応募者に対して、Web会議ツールを用いたオンラインによる面接を予定しております。面接日時については、一次審査を通過され

た応募者に対して、個別に連絡をします。

面接は、応募書類の記載内容について応募者によるプレゼンテーション等の説明と質疑応答により行います。

② 審査基準

以下の審査基準に基づき、総合的に評価を行います。

- (ア) 本プログラムの趣旨や目的に対する理解度、取組の妥当性
- (イ) 取組内容の具体性、実行可能性
- (ウ) 取組におけるスケジュールや経費の的確性
- (エ) 島しょ地域の活性化に向けた取組意欲

③ 結果の通知

一次審査の結果については6月中旬、二次審査の結果については6月下旬を目途に、応募書類に記載の応募者のメールアドレス宛に電子メールにてお知らせする予定です。

④ 審査・選定に係る注意事項

(ア) 以下に該当する場合、審査対象外としますのでご了承ください。

- ・ 応募内容に不備がある場合
- ・ 応募内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載している場合
- ・ 応募者が、応募に際し虚偽の情報を記載し、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- ・ 応募内容が宗教活動や政治活動を目的とする場合

(イ) 応募内容について、二次審査とは別にヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じて追加資料提出等の対応を求める場合があります。

(ウ) 応募内容は、関係法令等を遵守したものとしてください。法的な確認等が取れない場合、選定することはできません。

(エ) 事業者の中に現職の普通地方公共団体の議会の議員や公務員を含む場合、以下の点に留意してください。

(普通地方公共団体の議会の議員の場合)

- ・ 地方自治法に基づき、自身の責任で兼業・兼職に関する法令等を十分確認すること。

(公務員の場合)

- ・ 地方公務員法に基づき、所属する自治体等の任命権者の許可を得るなど、自身の責任で法令等を十分確認の上、必要に応じて手続きを踏むこと。

(エ) 応募に当たってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、東京都支庁や

島しょ町村役場、島内関係団体へ提供することがあります。また、応募情報を事前の承認なく、第三者に提供することはありません。

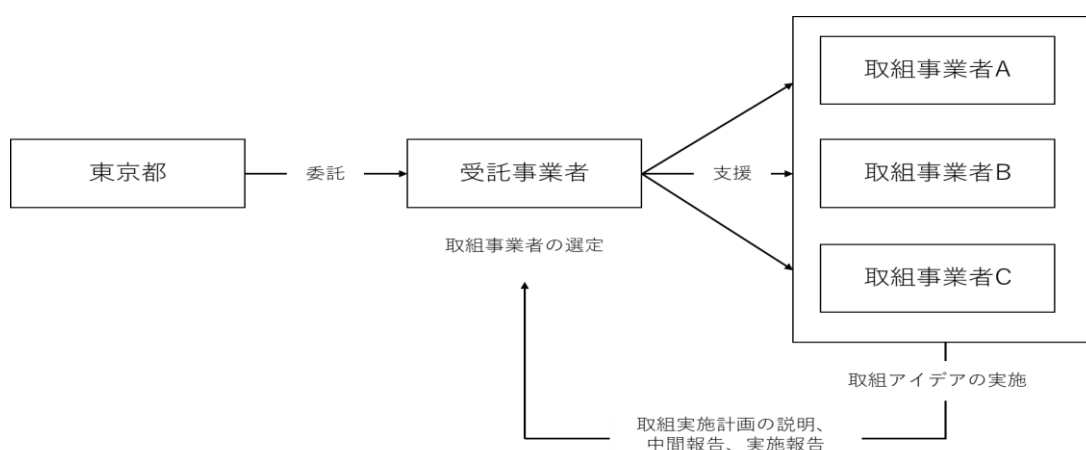
(オ) 審査経過、審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(カ) 選定に当たっては、審査員の協議により条件付きで支援対象として選定されることがあります。この場合、審査員が提示する内容についてご承認いただき、それに沿って取組を実施いただける場合のみ支援の対象となりますのでご了承ください。

また、取組の選定後に、申請書類の記載事項が事実と異なっている、活動の実態が報告内容と乖離している等の事態が判明した場合、直ちに選定取組としての資格を喪失します。

3 選定後の支援

選定された取組アイデアは、その具体化と本プログラム終了後の取組継続に向け、運営事務局による支援を行います。実施スキームは以下のとおりです。



(1) 支援の対象となる取組内容

市場調査、販売・マーケティング戦略、ビジネスマッチング、戦略的PR、島内への普及・周知、取組の試行、新たなアクションの検討等を支援対象の取組とします。

(2) 支援内容

① アドバイザーによる助言

支援の対象とする取組アイデアに対し、選定後から令和6年3月末まで、取組アイデアの内容に応じた専門知識や業務実績を持ち合わせたアドバイザーから、適切な助言を行います（アドバイザーによる助言に係る経費は、「②経費負担」とは別に運営事務局で負担します）。

② 経費負担

(ア) 支援額

支援額の上限は、原則二百万円程度とします。

ただし、支援額は選定された取組アイデア数と予算の範囲内で東京都と運営事務局で調整し決定します。また、取組事業者の実施する取組アイデアについて、受託事業者である運営事務局が経費負担をすることにより支援します。

なお、申請書類の記載事項が事実と異なっている、または実態を伴っていないこと等が選定後に判明した場合、選定取組としての資格を喪失するとともに、支援に要した費用を返金していただく場合があります。

(イ) 支援対象経費

本プログラムにおいて支援対象とする経費については、以下の表のとおりです。支援対象経費は運営事務局が負担します（取組事業者に対し補助金等の交付を行うものではありません）。

①旅費	取組アイデア実施のために必要な出張に係る経費（支援額総額の1割を上限とする。なお、小笠原諸島については2割を上限とする） なお、視察前には行程表を、視察後には視察報告書をそれぞれ運営事務局へ提出すること。
②謝金	外部講師等への謝礼金。謝金の基準額は、東京都「外部講師謝金支払基準」によるものとする。
③使用料及び賃借料	会場、物品等のリース・レンタルに要する経費
④消耗品費	消耗品（文具用品類等）の購入に要する経費
⑤賃金	アルバイト等に対する賃金及び労務者に対する賃金並びにそれらの加給。賃金の基準額は、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」によるものとする。
⑥広告費	普及宣伝広告（新聞・雑誌・ウェブ等のメディア広告掲載）に要する経費
⑦委託費	取組アイデア実施に必要な委託経費。ただし、主たる業務の多くの部分を取組事業者以外の者に委託することは不可とする。
⑧その他諸経費	取組アイデア実施のため必要な経費のうち、当該取組アイデアのために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑦いずれの区分にも属さないもの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料） 光熱水費（例：電気、水道、ガスの料金） 損害保険料

	振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費
--	----------------------------

※補足事項

以下のような経費は対象としません。

- ① 取組事業者自身への報酬、謝金（取組事業者自身のサービスに対する対価は対象経費とすることも可）
- ② 建物等施設の建設・改修、恒久的な施設の設置に関する経費、用地取得費
- ③ 耐久消費財や備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）に関する経費
- ④ 取組実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ⑤ 国、東京都、町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑥ 取組事業者自身の事業における営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 東京都の基準額を上回る謝金及び賃金費用
- ⑩ 取組アイデアの申請に要した費用
- ⑪ その他取組アイデアと無関係と思われる経費

4 取組アイデアに関する報告

支援期間を通して2回、取組に関する報告をしていただきます。報告内容や実施方法に関しては、東京都と運営事務局が協議の上で定めます。

(1) 中間報告（令和5年11月予定）

取組事業者から運営事務局等に進捗を報告し、取組推進における課題に対して助言を得る機会とするため、実施中の取組アイデアについて中間報告をしていただきます。また、中間報告における助言を留意して、その後の取組を実施していただきます。

(2) 実施報告（令和6年3月予定）

実施した取組アイデアについて、実施報告をしていただきます。実施報告では、報告書を作成し、取組アイデアの実施内容のほか、事業効果、課題の抽出、今後の取組の方向性等を取りまとめていただきます。

5 東京宝島事業に対する協力

取組アイデアが選定された場合、以下の関連事業にご協力をお願いします。各事

業の詳細は、運営事務局より個別にご案内します（関連事業への参加に必要となる旅費等については、運営事務局が負担します）。

- ・東京宝島会議（令和5年7月頃及び令和6年2月頃の計2回を予定）
- ・東京宝島事業に関するメディアPR取材対応
- ・その他関連する事業

6 留意事項

- (1) 取組アイデアの選定を受けた者は、選定の決定を受けた後、当該取組アイデアの内容を変更する場合、又は中止しようとする場合は、事前に東京都の承認を得る必要があります。ただし、軽微な変更や、東京都又は運営事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (2) 取組を進めるなかで、申請時に満たしていた応募資格を満たさなくなった場合、認定取組としての資格を喪失する場合があります。
- (3) 取組を進めるなかで、募集要領2(7)④に定める審査対象外とする取組の実施が認められる場合など、本プログラムへの参加が不適切であると東京都及び運営事務局が判断した場合には、取組参加者としての資格を喪失する場合があります。
- (4) 取組アイデアの実施に当たっては、関係法令等を遵守し、選定された取組事業者の責任で行ってください。取組の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、取組事業者がその費用を負担してください。
- (5) 本プログラムでは広報を目的として、取組の試行やプロモーション、関連事業等の様子を撮影し、東京宝島事業に関するPR等に活用します。
- (6) メディア等から取組アイデアについて問合せや取材があった場合、必ず事前に運営事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず運営事務局にその内容を報告してください。また、取組アイデアを町村の広報誌を含む情報発信媒体に掲載しPRする場合、事前に運営事務局までご連絡ください。
- (7) 取組アイデアやその成果物については、以下のとおりとします。
 - ① 取組アイデア実施や納入される成果物において、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、取組事業者は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
 - ② 納入される成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、東京都の帰責事由による場合を除き、取組事業者の責任と費用をもって処理すること。
 - ③ 取組事業者は、成果物の一部修正等を東京都に認めること。

7 その他

島しょ地域全体のブランド力向上に向けて、これまで東京宝島事業において実施した地域ブランドコンセプトを体現する取組や、島しょ製品のブランド化に関する取組に対して継続的な支援を実施するため常設の相談窓口を設置します。

地域ブランドコンセプトを体現する取組参加者や島しょ製品のブランド化に関する取組を行う事業者からの問い合わせに対し、電子メールやWeb会議ツール等を用いて、販売・マーケティング戦略、プロモーション、事業運営及び事業資金獲得の方法等、専門知識に基づく助言等を行います。

相談窓口は令和6年3月末まで開設し、相談窓口の利用対象者は、本プログラムで支援する事業者を除き、島しょ地域の事業者全般を想定しています。

詳細は、運営事務局までお問い合わせください。

8 問い合わせ先

本プログラムに関するお問合せは以下までお願いします。

東京都総務局行政部振興企画課

TEL:03-5388-2436 (受付時間：平日 10時～17時)

E-mail: S0000020@section.metro.tokyo.jp